

NEWS

令和4年度～産廃処理業者のための～ 産業廃棄物適正処理講習会（オンライン開催）

- ・配信期間：令和5年2月27日（月）
午後2時30分～午後4時30分
- ・開催形式：オンライン開催（Zoom 使用）
- ・主 催：豊田市
- ・後 援：（一社）愛知県産業資源循環協会
- ・定 員：100社

産業廃棄物に関する近年の行政処分事例の解説や排出事業者に対するリスク管理など、廃棄物の適正処理のために必要な実務について、「令和4年度～産廃処理業者のための～ 産業廃棄物適正処理講習会」がオンライン開催されました。

講習会は（株）ユニバースの板倉聰至氏を講師としてお迎えし、「近年の行政処分事例と排出事業者に対するリスク管理について」と題して、講演が行われました。

講習会は豊田市環境部廃棄物対策課副課長 倉地康史氏の司会にて始まり、オンライン開催においての諸注意等について、講演内容に関しての質問はZoomのチャット機能を活用いただくよう案内がありました。

●講演内容

1. 最新の行政処分情報・不適正処理事案

産業廃棄物処理業者の許可取消理由（2022年1月～12月）の内訳として役員の欠格要件が68%を占め廃掃法・刑法・道路交通法の違反によるものが8割以上。法人、法人の役員・株主・出資者の欠格要件、産業廃棄物処理業者の許可取消理由から見る不適正処理の実例、排出事業者による不適正処理事例

2. 処理業者として抜け漏れが許されない必須対応

廃棄物処理法の原則は「排出事業者が自らその処理を行う」こと。廃棄物は一般廃棄物と産業廃



講師プロフィール

講師 板倉 聰至 氏

（株）ユニバースにて大手企業における産廃教育用e-ラーニングコンテンツ制作に従事。2021年より（一社）企業環境リスク解決機構に参画。産廃担当者向けの知識検定「産業廃棄物適正管理能力検定」の運営に携わる。

棄物に区分され、産業廃棄物の種類と具体例の紹介。産業廃棄物は全国に120以上ある都道府県または政令市が管轄する。処理業許可証のチェックポイントは取り扱うことができる品目を（種類）等を確認。収集運搬業許可は、原則、積込みと積下しを行う都道府県の許可を確認等

3. 通知から見る廃棄物処理法の実務

廃棄物該当性の判断について、排出事業者責任、処理委託契約の事務、産業廃棄物管理票の実務、廃プラスチック類の保管上限緩和、残置物の取り扱いについて

4. 排出事業者に対するチェックポイント

排出事業者に対するチェックポイントとして、①廃棄物処理法のルールを正しく理解できていない場合にはフォローが必要 ②産業廃棄物の管轄権限が都道府県・政令市にあることを念頭に置く ③排出事業者とのコミュニケーションを密に取り、法令違反のリスクを低減する

5. その他、まとめ

石綿（アスベスト）とは、改正の概要、規制強化の全体像、建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者は元請業者であり下請業者ではない等

フロン排出抑制法の対象機器、法改正事項。

コロナ禍における廃棄物の対応、廃棄物処理業者の心がけ、低濃度PCBの調査に関して